

給実甲第192号 新旧対照表（給実甲第1163号関係）

改 正 後	現 行
<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 平成22年改正法附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員等に係る復職時調整の特例</p> <p>一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員（次号において「調整対象職員」という。）（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。次項において「給与改定特例法」という。）附則第8条第1項又は第2項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員を除く。）の休職等の期間であって、その初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数に1を加えて得た数」とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>9 <u>給与改定特例法附則第8条第1項又は第2項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員等に係る復職時調整の特例</u></p> <p>一 <u>給与改定特例法附則第8条第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員（給与改定特例法附則第8条第2項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員を除く。）</u>の休職等の期間であって、その初日が平成24年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（</p>	<p>第一 規則第44条関係</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 平成22年改正法附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員等に係る復職時調整の特例</p> <p>一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員（次号において「調整対象職員」という。）（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。次項において「給与改定特例法」という。）附則第8条第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員を除く。）の休職等の期間であって、その初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数に1を加えて得た数」とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>9 <u>給与改定特例法附則第8条第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員等に係る復職時調整の特例</u></p> <p>一 給与改定特例法附則第8条第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員の休職等の期間であって、その初日が平成24年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた</p>

平成22年法律第53号)附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものにあつては、基準号俸の号数に1を加えて得た数)に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)附則第8条第1項の規定により調整された後の号俸の号数から同項の規定の適用がないものとした場合の号俸の号数を減じて得た数に相当する数を加えて得た数」とする。

二 給与改定特例法附則第8条第2項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員の休職等の期間であつて、その初日が平成25年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以降の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「の日における復職時調整は、基準号俸の号数」とあるのは「の日における復職時調整は、基準号俸の号数(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成22年法律第53号)附則第5条第1項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものにあつては、基準号俸の号数に1を加えて得た数。以下この号において「特定基準号数」という。)(国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)附則第8条第1項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員(以下この号において「平成24年1号俸調整職員」という。))のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成24年3月31日までの間にあるものにあつては、特定基準号数に1を加えて得た数)に1を加えて得た数」と、「昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数」とあるのは「昇給日における復職

職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものにあつては、基準号俸の号数に1を加えて得た数)に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)附則第8条第1項の規定により調整された後の号俸の号数から同項の規定の適用がないものとした場合の号俸の号数を減じて得た数に相当する数を加えて得た数」とする。

二 この項の規定の適用がないものとした場合の復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの期間に係る第一の第2項第2号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに同項第3号に規定する算定の基礎となる号数(当該号数が0となる場合を除く。))がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であつたものとして調整された号俸の号数を下回ることとなる職員(平成24年4月1日において36歳に満たない職員(給与改定特例法附則第8条第1項に規定する除外職員を除く。))であつて、同条第1項の規定により2号俸(同日において30歳以上36歳未満の職員並びに同日において30歳未満の職員であつて、当該下回ることとなる数が1となる職員及びその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員にあつては、1号俸)上位とされた職員以外の職員に限る。)の休職等の期間であつて、その一部又は全部が平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間にあるものに係る平成24年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「)までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数」とあるのは「)までの各算

時調整は、特定基準号数（平成24年1号俸調整職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成24年3月31日までの間にあるものにあつては、特定基準号数に1を加えて得た数）に1を加えて得た数」とする。

定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に1（平成24年4月1日において30歳に満たない職員（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。以下「給与改定特例法」という。）附則第8条第1項に規定する除外職員を除く。）であつて、復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの期間に係る同号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であつたものとして調整された号俸の号数を下回る数が2以上となる職員（同項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員及びその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。）にあつては、2）を加えて得た数」と、「評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数」とあるのは「評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に1（平成24年4月1日において30歳に満たない職員（給与改定特例法附則第8条第1項に規定する除外職員を除く。）であつて、復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの期間に係る同号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であつたものとして調整された号俸の号数を下回る数が2以上となる職員（給与改定特例法附則第8条第1項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員及びその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。）にあつては、2）を加

えて得た数」とする。

三 この項の規定の適用がないものとした場合の復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの期間に係る第一の第2項第2号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに同項第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして調整された号俸の号数を下回ることとなる職員（平成25年4月1日において39歳に満たない職員（同日において37歳以上39歳未満の職員であって同日において給与改定特例法附則第8条第1項に規定する除外職員（以下単に「除外職員」という。）であった職員、同日において31歳以上37歳未満の職員であって同日において除外職員であり、かつ、平成24年4月1日において除外職員であった職員及び平成25年4月1日において31歳未満の職員であって平成24年4月1日において除外職員であった職員を除く。）であって、同条第1項及び第2項の規定により2号俸（平成25年4月1日において37歳以上39歳未満の職員、同日において31歳以上37歳未満の職員であって当該下回ることとなる数が1となる職員（以下「1号俸上位相当職員」という。）及び1号俸上位相当職員以外の職員で平成24年4月1日又は平成25年4月1日において除外職員であった職員並びに平成25年4月1日において31歳に満たない職員であって1号俸上位相当職員及び1号俸上位相当職員以外の職員で平成24年4月1日においてその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員であった職員にあつては、1号俸）上位とされた職員以外の職員に限る。）の休職等の期間であつて、その一部又は全部が平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間

にあるものに係る平成25年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「1) までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数」とあるのは「1) までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に1（平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員であつて、復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの期間に係る同号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であつたものとして調整された号俸の号数を下回る数が2以上となる職員（以下「2号俸上位相当職員」という。）（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により1号俸上位の号俸とされた職員（以下「平成24年1号俸調整職員」という。）及び平成24年4月1日又は平成25年4月1日において同項に規定する除外職員（以下単に「除外職員」という。）であつた職員を除く。）及び平成25年4月1日において31歳に満たない職員であつて、2号俸上位相当職員（平成24年1号俸調整職員及び平成24年1号俸調整職員以外の職員で平成24年4月1日においてその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員（以下「最高号俸1号俸下位職員」という。）であつた職員を除く。）にあつては、2)を加えて得た数」と、「評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数」とあるのは「評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数に1（平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員であつて、2号俸上位相当職員（平成24年1号俸調整職

員及び平成24年4月1日又は平成25年4月1日において除外職員であった職員を除く。)及び平成25年4月1日において31歳に満たない職員であって、2号俸上位相当職員(平成24年1号俸調整職員及び平成24年1号俸調整職員以外の職員で最高号俸1号俸下位職員であった職員を除く。)にあつては、2)を加えて得た数」とする。